

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社日本触媒			コード	4114
提出日	2025/5/22		異動（予定）日	2025/6/19	
独立役員届出書の提出理由	2025年6月19日開催予定の株主総会にて社外取締役および社外監査役の選任議案が付議されるため。				
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	瀬戸口哲夫	社外取締役	○										△				訂正・変更	有
2	櫻井美幸	社外取締役	○													○		有
3	池田安希子	社外取締役	○													○	訂正・変更	有
4	高橋司	社外監査役	○													○		有
5	村井一雅	社外監査役	○													○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	
1	瀬戸口哲夫氏が2018年3月まで代表取締役社長執行役員を務めていた大阪ガス株式会社と当社との間に、同社からのガスの購入等、売取引が存在しておりますが、工場の運営に不可欠な一般必需品の購入であり、かつ直近3事業年度の平均取引金額が同社の連結売上高に比して僅少（0.4%未満）であります。また、同氏が2025年3月末まで取締役会長を務めていた株式会社オージス総研から役務提供を受け対価を支払っておりますが、直近3事業年度の平均合計金額が同社の売上高に比して僅少（0.1%未満）であります。	瀬戸口哲夫氏は、公益性の高い企業、製造業である企業における経営者としての豊富な経験をもとに、当社経営に資する有用な意見と提言および独立した立場からの監督を行っていただくためであります。なお、同氏の属性は左記の通りであり、当社の一般株主との間で利益相反の生じるおそれないと判断しています。
2		櫻井美幸氏は、弁護士としての高度の専門性と豊富な経験ならびに他社の社外取締役としての実績をもとに、当社経営に資する有用な意見と提言および独立した立場からの監督を行っていただくためであります。なお、上記a~lのいずれにも該当しないことから、当社の一般株主との間で利益相反の生じるおそれないと判断しています。
3		池田安希子氏は、企業における経営者および営業・マーケティング分野や人財マネジメント分野における豊富な経験ならびに他社の社外取締役としての実績をもとに、当社経営に資する有用な意見と提言および独立した立場からの監督を行っていただくためであります。なお、上記a~lのいずれにも該当しないことから、当社の一般株主との間で利益相反の生じるおそれないと判断しています。
4	高橋司氏が非常勤講師を務める国立大学法人京都大学に対して研究を助成するため寄付を行っておりますが、直近3事業年度の平均合計金額が同大学の経常収益に比して僅少（0.1%未満、1,000万円以下）であります。	高橋司氏は、弁護士としての高度の専門性と豊富な経験ならびに他社の社外監査役としての実績をもとに、取締役会に有益な意見をいただくとともに、経営執行等の適法性について客観的な立場から監査をしていただくためであります。なお、同氏の属性は左記の通りであり、当社の一般株主との間で利益相反の生じるおそれないと判断しています。
5		村井一雅氏は、公認会計士および税理士としての高度の専門性と豊富な経験ならびに他社の社外監査役としての実績をもとに、取締役会に有益な意見をいただくとともに、当社経営執行等の適法性について客観的な立場から監査をしていただくためであります。なお、上記a~lのいずれにも該当しないことから、当社の一般株主との間で利益相反の生じるおそれないと判断しています。

4. 补足説明

独立性判断基準

当社は、社外取締役および社外監査役（その候補者も含み、以下あわせて「社外役員」という）の独立性基準を定め、社外役員が以下のいずれの事項にも該当しない場合は十分な独立性を有していると判断します。

1. 当社およびその連結子会社（以下「当社グループ」という）の出身者（注1）

2. 当社の主要株主（注2）またはその業務執行者

3. 次のいずれかに該当する企業等の業務執行者

- (1) 当社グループの主要な取引先（注3）
- (2) 当社グループの主要な借入先（注4）
- (3) 当社グループが議決権ベースで10%以上の株式を保有する企業等

4. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する会計会計士

5. 当社グループから多額（注5）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計士、税理士、弁護士、司法書士、税理士等の専門家

6. 当社グループから多額の寄付または助成を受けている者（注6）

7. 在外役員の相互就任関係（注7）となる他の会社の業務執行者

8. 配偶者および二親等内の親族が上記7から8までのいずれかに該当する者（ただし重要な者（注8）に限る）

9. 過去5年間において、上記2から8までのいずれかに該当していた者

10. その他、当社と恒常的に実質的な利益相反関係が生じるおそれがあると合理的に判断される者

（注1）現に所属している業務執行取締役、執行役、執行役員その他これらに準じる者および使用者（以下本基準において「業務執行者」という）および過去に一度でも当社グループに所属したことのある業務執行者をいう。

（注2）当社の直近3事業年度末の平均値で、自己または他人の名義をもって議決権ベースで10%以上を保有する株主をいう。

（注3）当社グループの製品等の販売先であって、直近3事業年度の平均取引金額が当社の連結売上高の2%を超えるものまたは、当社グループの製品等の仕入先

であって、直近3事業年度の平均取引金額が相手方の連結売上高の2%を超えるものをいう。

（注4）当社グループが借り入れを行っている金融機関等であって、直近3事業年度末の平均借入金額が当社の連結総資産または当該金融機関等の連結総資産の2%を超える場合をいう。

（注5）（i）当該専門家が個人として当社グループに役務提供をしている場合は、当社グループから收受している対価（役員報酬を除く）の直近3事業年度の平均合計金額が、年間1,000万円を超えるときを多額という。

（ii）当該専門家が所属する法人、組合等の団体が当社グループに役務提供をしている場合は、当該団体が当社グループから收受している対価の直近3事業年度の平均合計金額が、当該団体の年間総収入金額の2%を超えるときを多額といふ。

（注6）当社グループから直近3事業年度の平均合計金額が年間1,000万円を超える寄付または助成を受けている者をいう。当該寄付または助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体が当社グループから收受している対価の直近3事業年度の平均合計金額が、当該団体の年間総収入金額の2%を超えるときを多額といふ。

（注7）当社グループの業務執行者が他の会社の社外役員であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外役員である関係をいう。

（注8）取締役、執行役、執行役員および部長以上との業務執行者をいう。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

a. 上場会社又はその子会社の業務執行者

b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）

c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）

e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j. 上場会社の取引先（f.、g.及びh.のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。